

限度額適用認定証を利用すれば病院の費用の支払いが自己負担限度額で済むことを周知してほしい

(概要)

—行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん—

総務省中部管区行政評価局（吉武 洋一郎（よしたけよういちろう）局長）は、「限度額適用認定証を病院窓口に提出すれば、費用の支払いが自己負担限度額で済むことを被保険者に対し、周知してほしい。」との行政相談を受けました。

申出を受け、当局では、行政苦情処理委員会（西讓一郎（にしじょういちろう）座長（元東海銀行副頭取））に諮り、同委員会の意見を踏まえて、平成 25 年 9 月 20 日、全国健康保険協会愛知支部）に対して、高額療養費の限度額適用認定証の利用の周知徹底を図るようあっせんするとともに、関連調査した国民健康保険等の保険者に対しても同様の連絡をしました。

■ 調査結果の概要

協会けんぽ愛知支部を調査した結果、以下のような状況がみられた。

- 認定証の交付件数及び高額療養費の支給件数の全体に占める交付件数の割合は、47%にとどまっており、全国平均と比較し 8 ポイント低い
- 愛知支部では、医療機関等にチラシ等を配布し、周知を要請しているものの、医療機関等における対応は十分となっていない
- 認定証を利用せず高額療養費の支給対象となるものの中には、未請求の件数も相当数（約 7,700 件、3.8 億円、1 件当たり約 5 万円）あり。未請求者に案内通知しているが、その後の請求状況は未把握

■ あっせん等の概要

平成 25 年 9 月 20 日、協会けんぽ愛知支部に対し、以下の内容をあっせんした。

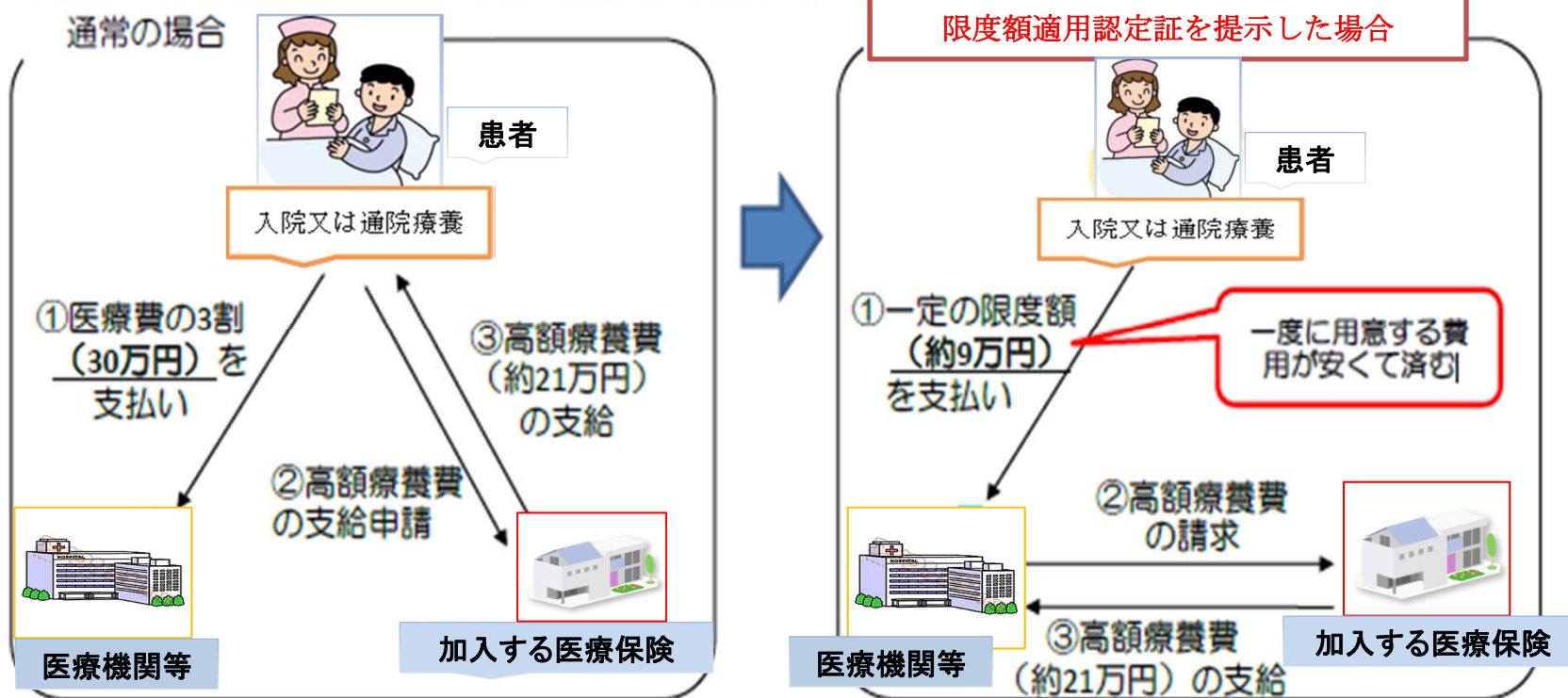
- 認定証について、なお一層の周知の徹底を図ること
 - ・ 医療機関等の理解、協力を得、医療機関等の窓口へのチラシや申請用紙の備付けのほか、ポスター作成など、多様な手段による周知を図ること
 - ・ 高額療養費の請求が多い医療機関等を重点に周知活動を行うこと、事業所に対してもチラシ等の送付により周知を図ること
- 高額療養費の未請求者に対し、速やかに再勧奨を行うこと。未請求の発生を事前に防止するには認定証の活用が有効。

〈本件照会先〉

総務省中部管区行政評価局
首席行政相談官室 澤本
電話 052(972)7416

認定証の仕組み

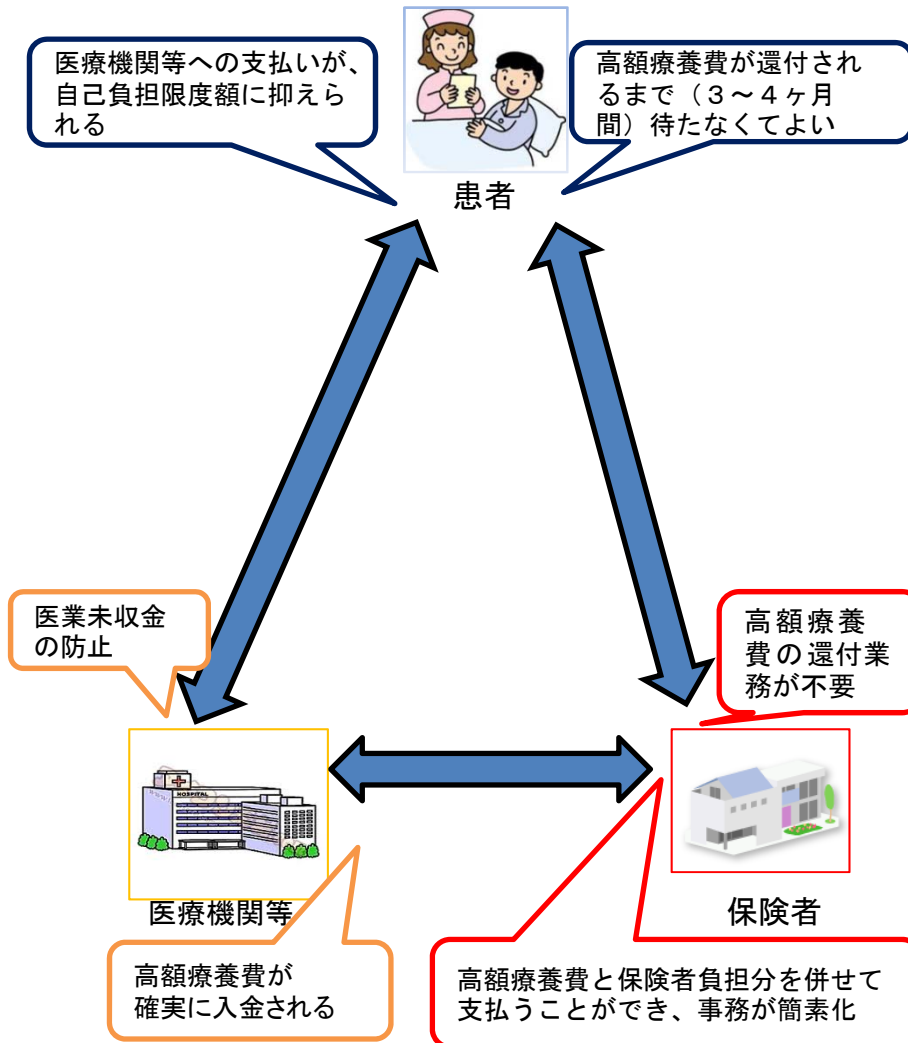
＜例＞100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



入院又は通院療養される方は、ご本人又はご家族が加入する公的医療保険者から事前に「所得区分」の認定証を発行してもらうことにより、医療機関等の窓口での支払いを負担の上限額までにとどめることができます。このため、一度にご用意する費用が少なくて済みます。

- ※ 高額療養費が医療機関や薬局に直接支払われるため、ご本人又はご家族が加入する公的医療保険者に対して、事後に高額療養費の払い戻し(還付)申請をする手間が省けます。
- ※ 70歳以上の方は、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証を提示することで、窓口での支払いが負担額の上限額までにとどめられますが、低所得者の区分の適用を受けるためには、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要です。

認定証を利用した場合のメリット



認定証の対象

区分	70歳未満	70～74歳	75歳以上
低所得者以外	限度額認定証	(高齢受給者証) 窓口で自動的に 限度額を適用	(後期高齢者医療費 被保険者証) 窓口で自動的に 限度額を適用
低所得者	限度額適用・標準負担額減額認定証		

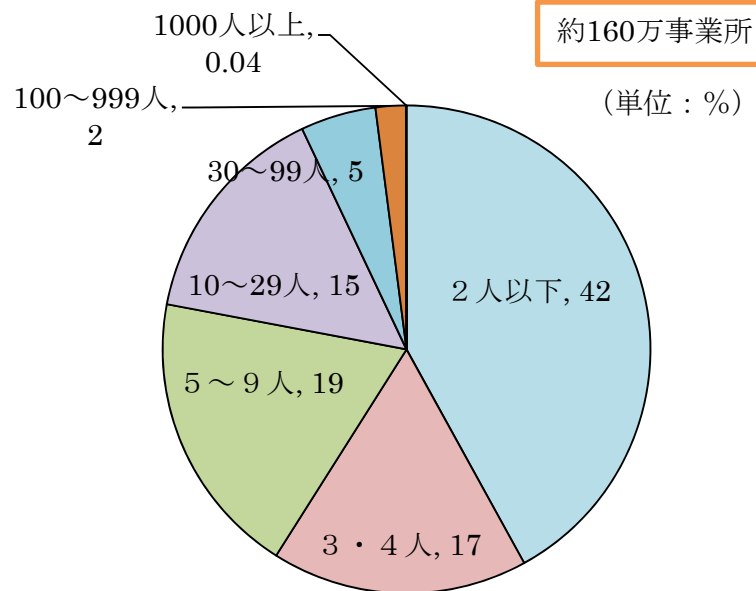
○ オレンジ色の部分に該当する者が認定証の対象。
これらの者が認定証を利用することにより、医療機関等への支払が自己負担限度額に抑えられるメリットがある。

※ 自己負担限度額： 1か月間に同一の医療機関等に支払う医療費の自己負担額の上限。年齢、所得等に応じ金額が異なる。

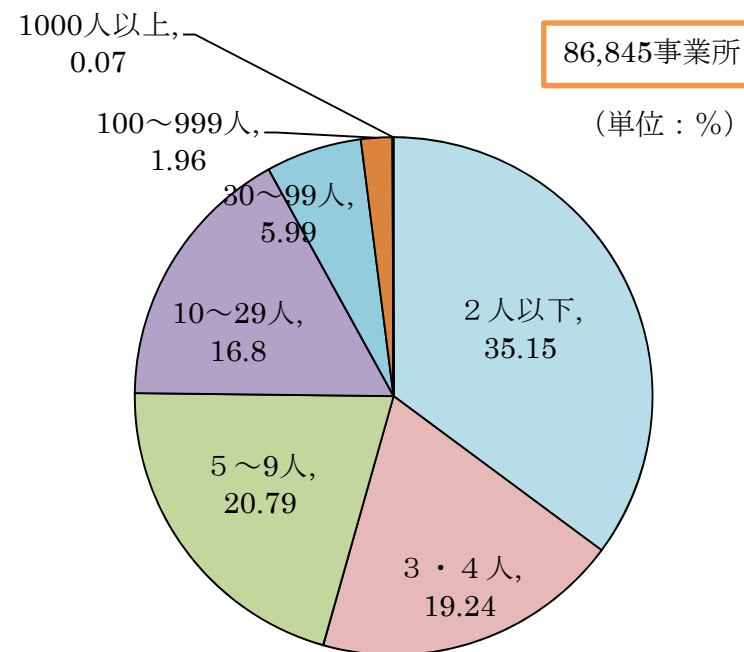
協会けんぽの概要

- 3,480万人（国民の3.6人に1人）が加入
- 中小企業・小規模企業が多く、事業所数の3/4以上が従業員9人以下。

協会の事業所規模別構成（全国）（H24. 3）



協会の事業所規模別構成（愛知県）（H25. 3）



（平成23年度 全国の1人当たりの標準報酬月額は、275,307円）